

湘南工科大学学術リポジトリ運用指針

平成 27 年 1 月 29 日

メディア情報センター運営委員会制定

(趣旨)

1. 湘南工科大学学術リポジトリは、湘南工科大学（以下「本学」という。）の構成員が作成した学術研究成果情報コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を収集・整理・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、本学の学術研究及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 本指針は、本学機関リポジトリを円滑に管理・運用していくために定めるものとする。

(管理及び運用)

3. 本学の機関リポジトリの管理と運用は、図書館が行う。

(コンテンツ提供者)

4. 本学の機関リポジトリにコンテンツを提供することができる者（以下「提供者」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 本学の教員・職員（専任・非常勤を問わない）

(2) 本学大学院に在籍する学生

(3) 本学から学位を授与された者

(4) その他、趣旨に合うものと認められた者

(提供対象コンテンツ)

5. 前項で定めた提供者による以下のコンテンツを対象とする。

(1) 学術論文

(2) 博士学位論文

(3) 博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨

(4) 紀要類

(5) その他、趣旨に合うものと認められたもの

(コンテンツの提供)

6. 提供者からのコンテンツの提供は無償とする。

(コンテンツの公開)

7. 図書館は、提供されたコンテンツを、ネットワークを通じて公開する。

(提供者の許諾)

8. 提供するコンテンツについて、提供者は、著作権上の複製権及び公衆送信権の権利を許諾するものとする。

(コンテンツの削除)

9. 登録済みのコンテンツに対し、提供者から削除の申し出があった場合、これを認める。

10. 提供されたコンテンツが、法令上、または社会通念上問題があるとメディア情報センター運営委員会が判断した場合、これを削除できる。

(その他)

11. この指針に記載されていない事項については、必要に応じて、提供者と図書館が別途協議するものとする。

附則

本指針は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。